

○故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について

〔昭和三五年・一二・一九〕
〔運輸省自車九七五〕

〔原文横書〕

警察庁保安局長通達
各管区警察局長

運輸省自動車局長監宛
警視総監

各本部長

道路交通法（以下「法」という。）第六十三条第六項から第八項までの規定に基づき標記命令が制定されたが、この命令の運用については、下記の事項に充分留意のうえ、これが実施に遺憾のないようにせられた。

1 整備不良車両の検査

法第六十三条第一項に基づく検査（トロリーバスの検査を除く）は、別添「整備不良車両の具体例等」に掲げる事項を参考として実施するものとする。

2 故障車両運転許可証の記載

故障車両の整備確認の手続等に関する命令（以下「整備確認の命令」という。）第一条に定める故障車両運転許可証の記載事項のうち、次に掲げる各号の記載は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運転者

当該故障車両の運転を許可する運転者の氏名、住所を記入すること。

(2) 道路の区間および運行の経路

当該故障車両の装置について検査をした場所から、当該故障車両を整備する場所までの区間の起点および終点ならびに当該区間内の主要経過地点を具体的に記入すること。

(3) 条件

道路における危険を防止するため必要な条件について、具体的に「時速は二十キロメートル毎時以下とすること」、「ドアを固縛すること」等のように記入すること。

3 整備通告書の記載

整備確認の命令第二条に定める整備通告書の記載事項のうち、次に掲げる各号の記載はそれぞれ当該各号に定めるところによること。

(1) 運転者

整備通告書の交付を受けることとなる運転者の氏名、住所を記入すること。

(2) 整備を要する事項

整備を必要とする事項については、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる整備を要する事項を参考として記入すること。

(3) 交付場所

整備通告書を交付した場所を記入し、その末尾に、当該場所を管轄する警察署名を、（ ）内に併記すること。

(4) 整備した場所及び責任者の氏名

整備を行なった工場の責任者もしくは自ら整備を行なつた場合はその者が自己の氏名を記入することとなる。

(5) 備考

整備を行なつた者が所要事項を記入することとなる。

4 標章のはりつけ

整備確認の命令第三条に定める標章は、当該故障車両の前面ガラスの内側に運転者席でない側の上端に沿つてはりつけることとし、これによることができないときは、これに準じてはりつけること。

5 整備確認の命令第四条に定める事項の通知等

(1) 通知方法

整備確認の命令第四条各号に定める事項の通知については、警察署長は、当該通知事項を月間毎に一括し、別記様式第一の(A表「整備通告書交付通知書」)により、当該警察署長の所属する警視庁または道(方面)府県警察本部(以下「警察本部」という。)の管轄する区域に対応する区域を管轄する陸運事務所(以下「対応陸運事務所」という。)を経由して、翌月の十日までの間に通知すること。

(2) その他

法第六十三条第五項の定めによる報告は、別記様式第一の(B表「整備通告書交付報告書」)を作成して行なうこと。このために、整備通告書、整備通告書交付通知書ならびに整備通告書交付報告書は複写方式のものを用いること。

6 必要な整備がされていることの確認

整備確認の命令第五条第一項の定めにより、提示をうけた故障車両の確認は、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる必要な整備がなされていることの確認の基準を参考として実施するものとする。
なお、この場合、当該整備通告書に記入されている運転者が必ずしも、当該故障車両および整備通告書を提示する

行政庁から直接、管轄陸運局長に対し行なうこと。

ウ その他

行政庁は、整備確認を行なつたときは、別記様式第三により、確認した旨の記録をしておくこと。この場合、別記様式第三は、別記様式第二と複写方式のものを用いること。

7 確認した旨の通知

整備確認の命令第五条第二項に定める通知は、必要な整備がされていることを確認したものと月間毎に一括し、別記様式第二により、次に掲げる各号に定める方法により翌月の十日までの間に行なうこと。

(1) 警察署長が行なう通知

ア 警察署長に対するもの
確認警察署長(必要な整備を確認した警察署長。以下同じ。)から直接、管轄警察署長(当該整備通知が交付された場所を管轄する警察署長。以下同じ。)に対し行なうこと。

イ 陸運局長に対するもの

確認警察署長から対応陸運事務所を経由して、管轄陸運局長(当該車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長をいう。以下同じ。)に対し行なうこと。

ウ その他

警察署長は、整備確認を行なつたときは、別記様式第三により、確認した旨の記録をしておくこと。この場合、別記様式第三は、別記様式第二と複写方式のものを用いること。

(2) 行政庁が行なう通知

ア 警察署長に対するもの

行政庁から、当該行政庁の管轄する区域に対応する区域を管轄する警察本部を経由して行なうこと。

イ 陸運局長に対するもの

別記様式第1

(A表)

(表)

整備通告書交付通知書

整備通告書交付報告書

監 備 通 告 書	
姓 名	住 所
車両の使用者 運転者	姓 名 又は住所または所在地
通知書の交付を受けた運転者	姓 名 住 所

監 備 通 告 書
事 項
車両の使用者 運転者
番号標に表示されている番号

監 備 通 告 書
事 項
車両の使用者 運転者
番号標に表示されている番号

注 故障車両の整備確認の手続等に関する命令第2条の規定による別記様式(第3面)裏面は、
省略

注 法第63条第6項の規定に基づき、警察署長が
陸運局長に通知するもの(第2面)

注 故障車両の整備確認の手続等に関する命令第5項の規定に基づき、警察署長が
陸運局長に報告するもの(第1面)

(B表)

別記様式第2

警備不良車両の確認通知書

昭和
全

別記様式第3

整備不良車両の確認記録書

昭和
年

1 故障車両の整備確認の手続等に付する命令第5条第2項の規定に基づき通知するもの

2 用紙の大きさは、日本工業標準規格B列5番型とする。

(別添) 整備不良車両の具体例等

車両の分類	装置の分類	整備不良車両の具体例	整備を要する事項	必要な整備がなされていることの確認の基準
自動車	歩行装置	1 タイヤに著しいき裂のあいき裂の多いも出が著しいもの 2 車輪のグリップボルト・ハブボルト・ナットが脱落しているもの	タイヤ損傷 車輪の取付不良	道路運送車両法(昭和26年通運省令保安基準第67号以下「保安基準」という。)第9条 脱落箇所が確実に脱落されていること
機械装置		3輪自動車のかじ取りフオーラーが著しく傾いているもの	かじ取フオーラー不良	保安基準第11条
自動車	車体装置	1 ブレーキ系統は操作から油漏れ等があるもの 2 制動時に後部を振つて停止するもの 3 レバーの引き代のないもの	ブレーキバイブ不良 ブレーキの片効き サイドブレーキ不良	クルビンの破損 貨物自動車で車体後面に最大積載量の表示がないもの
乗車装置				積載量表示不良 保安基準第18条
乗車装置	乗降口	1 前面ガラスに運転者の視野を妨げるおびひの前画面ガラス規則を適用してないもの 2 に安全ガラスを使用しないもの 3 以外の許可されたボスマスクの前面ガラスが、または運転者が、または側面ガラスに貼つてあるもの	ドア不良	保安基準第25条 保安基準第29条 保安基準(適用除外等)第58条
機械装置	窓ガラス			保安基準第25条 保安基準第29条 保安基準(適用除外等)第58条
騒音装置	騒音防置	1 スプリングの折損 2 スプリングのグリップボルトナットの脱落 3 またはシヤックル	スピニング損傷 スピニング取付不良 シヤックルまたはシヤックルまた	排気音過大 排気管(消音器)
		1 走行中の排気音が著しく大きいもの 2 排気管また		保安基準第30条

自動車		騒音防止装置	は消音器の脱落 又は切断しているもの	不良
		悪燃焼 ガス漏洩 及び吸音装置	1 排気管が下向きまたは左向きに開口しているもの 2 煙を多量に排出しているもの 3 排氣管が被取付か不安定なもの	1 排氣管不良 2 煙過多 3 排氣管不良
前 照 灯	1 点灯しない 2 光度が著しく不足しているもの 3 主光軸が回方向車の進行方向を正射しないもの、また下向きでないもの	左(右)側前照灯不点灯 前照灯光度不足 光軸調整不足	保安基準第32条 「(適用除外等保安基準) 第58条」 保安基準第33条	保安基準第31条
前 照 灯	照射光線の主光軸が下向きでないもの	光軸調整不足	保安基準第33条	保安基準第36条
番 号 灯	1 点灯しない 2 灯器のガラスが割れてい るもの	番号灯不点灯 番号灯灯器不良	保安基準第37条	保安基準第37条
尾 灯	1 点灯しない 2 灯器のガラスが割れてい るもの	左(右)側尾灯不点灯 左(右)側尾灯	保安基準第37条	保安基準第37条

自動車		スガ割れているもの	器不良	
後部反射器	ないもの	後部反射器が	後部反射器不備	保安基準第38条
制動灯	1 灯しないもの 2 尾灯と兼用場 合制動時に増 加が明らかで ないもの 3 灯光の色が赤 色または橙色 でないもの	制動時に点 されている場合 に増加が明瞭か でないもの	左(右)側制動灯 左(右)側制動灯 〃	保安基準第39条
後退灯	前進中に点灯 しているもの	後退灯不良		保安基準第40条
方向指示器	1 方向指示器の 内部の灯火 が点灯しない もの 2 腕木式方向 指示器の指示 部がその水平に ないもの、動作 時に水平になら ないように作動 時に確実に收 納されないも の 3 腕木式方向 指示器が赤ま たは橙色でな いもの	左(右)側腕木式 (京磁式)方向指 示器不点灯 方向指示器作動 不良 方向指示器不良		保安基準第41条
その他の 灯火	規定の灯火以 外で赤色灯火を 備えているもの	灯火逆反		保安基準第42条

自動車	警音器	1 著しく音が高いものまたは低いもの	警音器音量過大(不足)	保安基準第43条
		2 吹鳴しない	警音器吹鳴	
後写鏡	1 後写鏡のないもの	後写鏡不備	保安基準第43条	保安基準第44条
	2 後写鏡が破損しているもの	後写鏡不良	保安基準第44条	
窓ふき器	1 ブレードの脱落しているもの	窓ふき器不良	保安基準第45条	保安基準第46条
	2 作動しないもの	〃	〃	
速度計	1 速度計がなまけたるもの	速度計不備	保安基準第46条	保安基準第47条
	2 速度計に照明装置を有しないもの、または文字版、発光塗料などを示す針に白い光塗つていないもの	速度計・照明装置不良	〃	
消防器	規定の自動車で備付がないもの	消防器不備	保安基準第47条	保安基準第52条
	火災類を運送する自動車	電気配線	1 運搬装置の配線が被覆されていないもの	危険物運搬自動車の電気配線不良
電気配線	2 配線が被覆されていないもの	火災類運送自動車の運搬装置の電気配線不良	2 配線が車体に定着	

危険物を運送する自動車	電気配線	1 運搬装置の配線が被覆されていないもの	危険物運搬自動車の電気配線不良	保安基準第52条
		2 運搬装置の配線が車体に定着	〃	〃